

郵便入札要領

入札書を指定した封筒に封入の上、定められた日(到着期限日)までに郵送により提出していただきます。

※上下水道部への持参は認めません。

(1) 郵送のあて先

〒639-0299 日本郵便(株) 香芝郵便局留 香芝市上下水道部 業務課行

(2) 郵便入札用封筒

水道事業があらかじめ指定した様式に従い作成した「郵便入札用封筒」を使用すること。

(3) 郵送方法

最寄りの郵便局の窓口において、「一般書留郵便」「簡易書留郵便」のいずれかの方法により郵送手続きを行ってください。

ポストからの投函はできませんので注意してください。

上記以外の方法(普通郵便、郵便局留でない書留郵便、持参提出など)でした入札は一切受理しません。

郵便局が発行する郵便物受領書(お客様控)は、開札が終わるまで大切に保管してください。

(4) 封筒の様式について

別紙に従い作成してください。

入札手続きの注意事項

1. 入札回数等

(1) 入札回数は、1回です。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札を行います。

(2) 再度入札に付するときは、直ちに再度入札を行う旨入札参加者に電話等により通知しますので、入札参加者は指定日までに入札書を郵送してください。

2. 入札書の記入方法

(1) 入札書は、水道事業の指定用紙を使用し、一件ごとに、所在地、商号または名称、代表者職氏名、入札金額等を記入し、代表者の届出印を押印すること。

(2) 入札の日付は、通知書に明示された「入札(開札)日」とします。

※郵便局への差出日や郵送締切日ではありません。

3. 郵便入札用封筒

- (1)封筒は、水道事業が指定した「郵便入札用封筒」を使用すること。
- (2)封筒の表面には開札(入札)日、件名を記載すること。
- (3)裏面には入札者の商号または名称、代表者職氏名を記載すること。
※代理人は、認めません。
- (4)封かんは、のり付けされている部分(封筒の裏面の上1箇所)に押印すること。
- (5)封筒は、1件の入札につき1通限りです。

4. 到着期限の厳守

入札案件ごとに、入札書の到着期限(郵送締切日)を定めていますので、入札公告に記載されている到着期限までに、香芝郵便局に届くようにゆとりをもって出してください。

ただし、入札書の郵送開始日は、開札日の10日前とします。

郵便局の保管期間が10日間であるため、郵送開始日より早く郵送した場合、郵便物(入札書)が差出人に返却され、その入札書は無効となります。

到着期限後に香芝郵便局に届いた入札書(香芝郵便局の到着日付印が到着期限の翌日以降となったもの)は受理しません。

5. 開札

- (1)到達した入札書は、指定された開札日時まで開封せずに保管します。
- (2)開札は、指定された日時及び場所で行います。

6. 開札の立会い

- (1)入札参加者で、当該開札の立会いを希望する方は、入札参加者につき1名に限り開札に立会うことができます。
- (2)立会人は、入札参加者または、入札参加者の委任を受けた代理人でなければなりません。
この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることは出来ません。
また、同一入札において、2者以上の代理人となることも出来ません。
- (3)立会いを希望する方は、開札の開始時間までに開札場前に集合してください。
※委任状を持参しない代理人は、立会いをすることが出来ません。

7. くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、くじ引きを行い、落札者を決定します。なお、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札の立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合又はくじを引かない者がある時は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。

8. 入札の辞退

以下の場合を除き、すでに上下水道部に到達した入札書に係る郵便入札を辞退することができません。

- (1) 入札書発送後における他の公共団体の入札案件に係る落札を理由に、すでに入札書を提出したあと、その開札までに辞退届を提出した場合。
- (2) 代表者または配置予定技術者の事故を理由に、すでに入札書を提出したあと、その開札までに辞退届を提出した場合。

なお、開札当日の他の入札の結果により当該入札を辞退する可能性があるときは、必ずその入札に立ち会い、結果(落札候補者)を確認してください。

9. 入札結果

入札結果の通知は、直ちに電話で落札候補者のみに対して行うものとします。

ただし、落札候補者が開札の立会いを行っている場合は、その者に直接通知するものとします。なお、落札候補者以外の方については、落札者決定の翌日以降、上下水道部2階業務課または、上下水道部のホームページ上で入札結果をご覧下さい。

電話での問い合わせには応じられません。

10. 入札の無効

次の事項に該当する場合は無効になります。

- (1) 指定された郵送方法以外の方法で郵送したもの
 - ・「一般書留郵便」「簡易書留郵便」以外の郵便物
 - ・香芝郵便局留になっていないもの
 - ・持参したもの
- (2) 到着期限(郵送締切日)を過ぎて到着したもの
- (3) 指定の様式以外の封筒で入札書などを郵送したもの
- (4) 封筒に指定された事項が記載されていないもの
 - ・当該入札と判断出来ない場合(開封しません)
 - ・開札日、件名などに誤りがあるもの
- (5) 封かんされていないもの
- (6) 郵便入札用封筒に記載された件名と同封された入札書の件名の異なるもの
- (7) 同一案件で、2以上の入札をした時
 - ・同一案件で2通以上の封筒が届いた時(開封しません)
 - ・一つの封筒に2枚以上の入札書が入っていた場合
- (8) 入札書に記名押印のないもの
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 入札書の金額、商号または名称、印影または重要な文字が誤脱もしくは不明なもの
- (11) 入札金額の内訳欄が記入されていない場合、または記入されていても、入札金額の内訳の合計金額と入札金額が一致していない場合
- (12) その他規則、要綱などであらかじめ指示した事項に違反した入札

保管期間（原則10日間）

日本郵便(株)香芝郵便局留

入札公告閲覧



入札書発送



到着期限日



入札(開札)日

日本郵便(株)香芝郵便局留ですので郵便局保管期間に発送してください。

入札(開札)日の前日

入札参加者につき、1人の立会は認めます。(開札開始時間までに集合)

(表)

6	9	9	9	0	2	9	9	日本郵便(株) 香芝郵便局留
6	3	9	—	0	2	9	9	香芝市上下水道部 業務課 宛
								入札書在中
				開札日	年	月	日	開札
				件名				

(裏)

差出人	商号(名称) 氏名
-----	--------------

注意事項

- 封筒の指定サイズは、日本産業規格長型3号(長さ23.5センチメートル、幅12センチメートル)としま
- 必須記載事項
表面 (1)宛先 〒639-0299 日本郵便(株) 香芝郵便局留 香芝市上下水道部
業務課 宛
(2)開札日 公告に記載されている入札(開札)日を記入してください。
※郵便局への差出日ではありませんのでご注意ください。
(3)件名 公告及び通知書に記載されている件名を記入してください。
※誤字、脱字にご注意ください。封筒の表紙の件名と同封された入札書の件名
が相違する場合は無効となりますのでご注意ください。
(4)表面には必ず「入札書在中」と記載してください。
裏面 差出人 商号(名称)及び氏名を記載してください。
- 封筒は、のり付けされている部分(封筒裏面の上部)を封印してください。